

会員数 419
男 339
女 80
1. 7. 1現在

会員の皆様へ

事務局だより

第77号 1. 7. 10発行

公益社団法人
香芝市シルバー人材
センター事務局
TEL 79-6601
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

第三十一回定時総会が開催されました



当センターの第31回定時総会が5月31日、香芝市ふたかみ文化センターで、香芝市長並びに市議会議長の出席を頂き、開催されました。当日の会員数は、419人で、この内、総会に出席された会員は、104人で委任状を提出された

会員さんは179人でした。

総会は長田理事の「開会の言葉」に続いて、船木理事長より挨拶がありました。

理事長は、『令和元年の政府見通しでは本年10月に消費税の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するように当初予算に於いて特別の措置を講ずるということで、経済財政の政策効果も相まって景気回復が見込まれていますが、皆様もご存じのように昨今の米中の貿易競争によりまして不透明な状況に成りつつあります。また、労働雇用面に於きましては、女性や高齢者を中心とした労働参加の拡大もあり、雇用者数は増加すると見られております。しかしこう

した社会状況の中で当センターの会員数はここ数年微減微増を繰り返しており、女性会員につきましては依然少ない状況が続いております。今後センターが活力ある地域社会づくりに貢献していくためには、会員を増強しながら地域社会の課題解決に向けた取組を行うていくことが一層重要であると思えます。そのためにも今後も香芝市を含め関係機関のご支援は欠かせないものがあります。

当センターの運営経費につきましては令和元年に於きましても最大限のご理解を頂き、補助金の交付をして頂きました。市当局の特別なご配慮に対しまして心から感謝を申し上げますと共に今後とも一層のご支援を賜りますようお願いをしますところでありませす。また、当センターと致しましても的確な事業運営を推進していくと共にあらためてシルバー人材センター事業の基本を見つめ直し、新たな意識と確かな組織運営で事業展開を進めて行きたいと考えております。

来年2月4日には、当センター創立20周年の式典も予定しております。

本日は、平成30年度事業報告並びに収支決算報告、役員を選任等審議して頂きますが会員の皆様のご賛同宜しくお願いを致します。』と述べられました。

◆ 働く喜びと社会参加の輪を拡げよう ◆ 自主・自立・共働・共助 ◆ 安全就業

続いて、ご臨席を頂いた吉田弘明市長から祝辞を頂きました。

市長は、『季節も初夏から梅雨に移り変わり、令和の時代が始まったかと思えば、もう一ヶ月が過ぎました。5月の1日は市役所を明けさせて頂きまして、婚姻届が44組、普段の月は27組程ですが、非常に沢山の方から届けを頂きました。沢山の方がお幸せになる、そんな時代になれば良いなと思っっていると、ごさいます。本日、そんな中でございですが、令和元年の香芝市シルバー人材センターの総会がこのように開催されますことをまずお祝い申し上げたいと思ひます。「自主・自立・共働・共助」を理念として、船木会長様をはじめ役員の皆様、そして会員の皆様方が力強い活動を頂いておられますことを心から敬意と感謝を申し上げますと思ひます。日本の社会に於きましては、一億総活躍、また働き方改革、ワークライフバランスと様々な形のかげ声のもと、どのように仕事と人生を両立させていくかということに取り組んでいるところでございします。もう一方の問題としてはやはり少子高齢化による働き手そのものが不足している事でございます。数年前では求人倍率が1を切っておりましたが、今は1.5倍を超えています。これはすばら

しい事ですが、この労働力の不足分は現役の方が残業したり、休日出勤をしたり、高齢者の方々または再任用という形で雇用を延長して頂いたり、また外国人の方を使つていく、このような事をしなければ日本の経済そのものが持たないということになります。先日、建設会社の社長様とお話をさせて頂く機会がありました。

昔「3K」と言われた時代は、きつい・汚い・危険という意味での「K」でした。今の「3K」は、給料・休暇・希望を聞いてくれるか、という意味での「K」です。建設現場に於いても働き方が変わつてきています。70歳まで現役で働く、そういった社会づくりというの、国が先導して進めているところがございます。香芝市に於きましても、この街のあり方をそういった方向で考えているところであります。高齢者にとつて住みやすい街ということでは、バリアフリー・交通の安全というところがございます。誰もが住みやすい街、誰もが生き生き働ける街、そういった街づくりを今後とも皆様と共に力を合せて進めていきたいと思ひます。』と述べられました。

続いて、ご臨席を頂いた福岡憲宏議長から祝辞を頂きました。議長は、『少子高齢化が急速に進む現在において、高齢者

の方々が生涯現役として社会に参加することは非常に重要になっております。そんな中、このシルバー人材センターは高齢化社会を支える組織として大変重要な役割になっていると思ひます。毎年多くの依頼が皆様方に成されているということは、地域社会の信頼が非常に厚いという証であると私は考えております。私自身もボランティアで小学校の草刈りをやらせて頂きましたが、本当に皆様のご苦労がよく解ります。これからは大変暑い時期になります。ここにおられる会員の皆さんは、どうか無理をしないでしっかりと休憩を取つて下さい。そしてこれからの時期、しっかりと水分補給をして下さい。今後に於きましても活力有る香芝市を実現のために、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。』と祝辞を頂きました。

続いて総会の議長に芳林理事が選任され、議事録署名人(2名)の選任の後、本総会に提出した議案の審議に入りました。まず、第1号議案 平成30年度事業報告について説明がありました。

平成30年度の仕事の受注契約金額は1億9,666万円で前年度に対して2,016万円、率にして11.4%の増となりました。うち会員に支払った配分金は1

億5,120万円、センターから仕事の提供を受け就業した会員は362人(就業率84.2%)等の事業実績の報告があり、第1号議案は承認されました。

次に第2号議案 平成30年度収支決算報告について審議され、原案どおり承認を頂きました。

次に第3号議案の役員の選任について事務局より説明があり、一身上の都合により理事を辞任された窪田氏に代わり、後任理事として浅沼氏が就任することについて承認をされました。

続いて第4号議案 理事長に対する権限委任についても承認を頂き、すべての議事が終了し、松本理事の「閉会のことば」で総会は閉会しました。

総会終了後、弁護士の東海伸晃氏による「最期まで安全・安心に自分らしく生きるために」老い支度講演会が行われました。

◎理事会の開催状況

☆第1回通常理事会(4月26日)

第1号議案

正会員入会申込者の承認について

入会申込者数5名(男3・女2)

第2号議案

平成30年度収支補正予算(第4回決算前)案について

第3号議案

平成30年度事業報告について

第4号議案

平成30年度収支決算報告について

第5号議案

平成30年度監査報告について

監事 上田 氏

監事 辻本 氏

第6号議案

役員の選任について

理事 浅沼 氏(新任)

第7号議案

理事長に対する権限委任について

第8号議案

第31回定時総会の招集の手続き等の件について

について

いずれも議決・承認されました。

☆第2回通常理事会(5月31日)

第1号議案

正会員入会申込者の承認について

入会申込者数4名(男3・女1)

第1号議案は承認されました

☆第1回臨時理事会(5月31日)

第1号議案

常務理事(業務執行理事)の互選について

理事の窪田氏が一身上の都合により当センター理事を辞任されることになり、後任理事(常務理事)として浅沼氏が選任されました

☆第3回通常理事会(6月28日)

第1号議案

正会員入会申込者の承認について

令和元年6月1日現在数 422名

退会者数6名(男4・女2)

申込者数3名(男1・女2)

令和元年7月1日現在数 419名

(男339名・女80名)

第2号議案

会計処理規程及び事務規程に基づく会計関係書類及び文書等の廃棄処分について

『理由』

①会計処理規程第9条並びに事務規程第18条の規定に準ずる

②保存する物理的スペースが無く、また処分できる書類を廃棄することでコスト削減や業務効率化を図る

ト削減や業務効率化を図る

第3号議案

回収不能債権の処理について

着付け作業代金について事実上債権の回収が不可能又は著しく困難な状況であることから、当期において損失処理する手続きの承認を求める

回収不能債権の処理について

着付け作業代金について事実上債権

の回収が不可能又は著しく困難な状況

であることから、当期において損失処理する手続きの承認を求める

回収不能債権の処理について

着付け作業代金について事実上債権

の回収が不可能又は著しく困難な状況

であることから、当期において損失処理する手続きの承認を求める

回収不能債権 3,780円

『状況説明』

訪問着の着付け作業を行った会員さんについて出来映えや、その技量についてクレームが有り、センターの担当職員と就業会員で謝罪も含め丁寧に対応しましたがご納得頂けず、今回の代金については、回収が困難な状態となった

『原因と対策』

センターとしては、着付けや大工仕事等、研修や練習場所を提供することが困難な仕事については、就業会員さんの技量を信用し任せていましたが、今後この点を改善していきたい

議案は全て議決・承認されました

◎古い支度講習会を実施しました



最期まで安全・安心に自分らしく生きるために

「古い支度」を支える制度

1. 社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業・日常生活自立支援事業
2. ホームローヤー（法律顧問）契約、財産管理・身上監護契約、死後事務委任契約など
3. 家族信託
4. 任意後見契約
 - ① 必ず、公正証書による契約書を作成
 - ② 代理権・財産管理権の範囲を合意（契約により定める）、本人（委任者）の判断能力が減退・消滅しても契約は有効、受任者の資格要件なし
 - ③ 本人の判断能力不十分な状態になったとき、家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申し立て
 - ④ 任意後見監督人が選任の審判が確定して、任意後見契約が効力を生じる
 - ⑤ 任意後見人の代理権等については、法務局で登記され公示される
 - ⑥ 任意後見人は、任意後見監督人（家庭裁判所）の監督の下で、原則として本人が亡くなるまで後見事務を遂行する
5. 法定後見制度（狭義の成年後見）
成年後見の三つの類型
後見・補佐・補助
成年後見人の費用・報酬

一ヶ月 三万円

成年後見人の監督（一年に一回報告）

成年後見人の終了

財産の引き継ぎ・葬儀等

6. 相続と遺言

相続の二つの類型

法廷相続・遺言相続

法廷相続↓遺産分割協議

遺言相続↓遺言の執行

遺言の作成

自筆証書遺言・公正証書遺言

◎会費の納入と会員証の更新について

当センター会費規程により、年会費（2,000円）は、毎年3月末日までに納めて頂くことになっていきます。会費未納の方は、古い会員証とともに、至急に事務局までご持参下さい。

◎事務局へ電話されるとき

「会員の〇〇〇〇です」と、必ずフルネームで言ってください。よろしくお願ひします。

◆仕事中に、事故や急病など緊急事態が起きたときは、直ちにセンター事務局へ連絡してください。

《センター事務局 79-6601》